



2016年5月13日

各 位

会 社 名 王子ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢嶋 進
(コード：3861、東証第1部)
問合せ先 総務部長 水津 健二
(TEL. 03-3563-1111)

当社取締役に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2016年5月13日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2016年6月29日開催予定の第92回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社の取締役の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬型ストックオプション」により構成されておりますが、今般、「株式報酬型ストックオプション」の新規付与をとりやめ、新たに、取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入するものです。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識をより高めることを目的としております。

この当社取締役に対する本制度の導入は、本株主総会においてご承認いただくことを条件とします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績・財務指標等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

(2) 取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の毎年5月末及び退任の日に、下記算定式に基づき役位及び業績・財務指標等に応じて算定される数のポイントを付与します。

<算定式>

在任中の月毎の役位別基礎ポイント（*1）×業績連動支給率（*2）

（*1）役位別基礎ポイントは役位ごとに別途取締役会決議にて基本報酬額及び本信託の保有する当社株式1株当たり帳簿価格をもとに定めます。

（*2）業績連動支給率は、前事業年度の業績・財務指標等（退任の日に付与するポイントについては、原則として直前に公表した予想業績・財務指標等）に応じて定めます。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり570,000ポイントを上限とします。

(3) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金6億円を上限とする金員を、2017年3月末で終了する事業年度から2019年3月末で終了する事業年度までの3年の間に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金員は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決議により、信託期間を3年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金6億円を上限とする金員を本信託に追加拠出します（但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（既に取締役が付与されたポイント数に相当する数の当社株式を除きます。）又は金銭がある場合には、追加拠出の上限額は、金6億円から、かかる残存株式相当額及び残存金額を控除した額とします。）。また、この場合には、延長された信託期間内に前記（2）のポイント付与及び後記（4）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

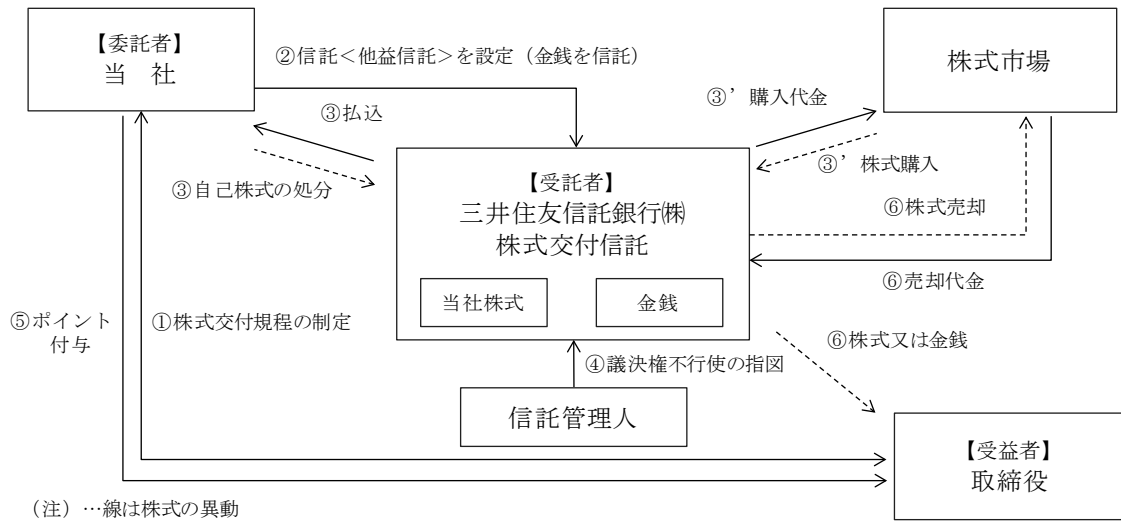
各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

各取締役に対する当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(5) 本信託の概要

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：2016年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：2016年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間：2016年8月（予定）～2019年8月（予定）

ア. 信託の仕組み



- ① 当社の取締役会は取締役(社外取締役を除きます。)を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する額の金銭(但し、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。)を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(株式市場から取得する方法又は自己株式の処分による方法によります。)
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。信託管理人は、本信託内の当社株式に係る議決権の行使については、信託期間を通じ、不行使の指図をします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与します。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与済みポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を信託内で株式市場にて売却し、金銭を交付します。

イ. 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認いただくことを条件として、当社は、前記(4)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、後記エのとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

ウ. 信託期間

信託期間は、2016年8月(予定)から2019年8月(予定)までの約3年間とします。但し、前記(3)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

エ. 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記(3)の株式取得資金の上限の範囲内で、株式市場からの取得又は当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会でご承認いただいた後に当社の取締役会で決議し、開示します。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締

役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（3）の本株主総会でご承認いただいた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

オ．議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

カ．配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

キ．信託終了時の取扱い

信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会の決議により消却することを予定しております。信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附することを予定しております。

以 上